

二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の二事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

三 対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の三事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

2 既発生未報告支払準備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払準備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払準備金の額を控除した額をいう。

(自動車共済契約の既発生未報告支払準備金の算出)

第七条 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする共済契約（責任共済等（法第九条の六の二第三項に規定する責任共済等をいう。）の契約を除く。）の既発生未報告支払準備金積立所要額は、共済掛金率の算出基礎を同じくする共済の目的の区分ごとに、前条の規定により算出することができる。

(異常危険準備金の積立基準)

第八条 規則第四百四十五条第四項第一号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金Ⅰ」という。)は、共済規程又は火災共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡(死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。以下同じ。)に係る危険共済金額(共済金の共済契約上の額面金額から共済掛金積立金を差し引いた金額をいう。以下同じ。)に千分の〇・〇六を乗じて得た額

二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額(不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に千分の〇・〇〇六を乗じて得た額

三 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金(生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする共済(共済契約者が法人であるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に千分の十六を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に千分の四十を乗じて得た額

六 火災リスク、自動車リスク、傷害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る正味収入危険共済掛金（正味収入共済掛金（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。）のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。）に千分の五十を乗じて得た額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十七条の五第一項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額（以下「算入限度額」という。）を下回る場合にあっては、算入限度額）

イ 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに

払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再共済返戻金又は再保険返戻金の合計額

ロ 当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額

七 生命共済契約（規則第十五条第一項第一号に規定する生命共済契約をいう。以下同じ。）及び身体障害共済契約（同項第六号に規定する身体障害共済契約をいう。以下同じ。）に係るその他のリスク 共済規程に定める額（共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十四を乗じて得た額）

八 損害共済契約（規則第十五条第一項第五号に規定する損害共済契約をいう。以下同じ。）に係るその他のリスク 共済規程又は火災共済規程に定める額（共済規程又は火災共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）

2 規則第四百四十五条第四項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、規

則第五百五十条第二号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第二項において同じ。）の金額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

（異常危険準備金の積立限度）

第九条 異常危険準備金Ⅰの積立ては、共済規程又は火災共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

- 一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険共済金額に千分の〇・六を乗じて得た額
- 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額
- 三 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る共済掛金積立金の金額に千分の十を乗じて得た額
- 四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に千分の百六十を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に千分の四百を乗じて得た額

六 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に二を乗じて得た額

七 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額（共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三百四十を乗じて得た額）

八 損害共済契約に係るその他のリスク 共済規程又は火災共済規程に定める額（共済規程又は火災共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に二を乗じて得た額）

2 異常危険準備金Ⅱの積立ては、規則第一百五十二条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（異常危険準備金の取崩基準）

第十条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一 危険差損（実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。

二 租税特別措置法第五十七条の五第七項の規定に基づき異常危険準備金の金額の一部が益金の額に算入されたことにより税負担が生じた場合において、当該税負担に充てるとき。

三 異常危険準備金Ⅰの一部を財源として契約者割戻し（法第五十八条第六項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）を行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

2 異常危険準備金Ⅱは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

一 利差損（資産運用による実際の利回りが予定利率より低くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該利差損のてん補に充てるとき。

二 異常危険準備金Ⅱの一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）

第十一条 法第五十八条の四の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるか

どうかの基準は、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。

法第58条の4第1号に掲げる額

$$\frac{\text{(法第58条の4第2号に掲げる額)}}{2} \times \frac{1}{2}$$

(出資金、準備金等の計算)

- 第十二条 規則第四百十九条第一項第四号の行政庁が定める率は、百分の九十(特定共済組合(法第九条の二第七項に規定する特定共済組合をいう。)、火災共済協同組合、法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会(法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会をいう。)(以下「特定共済組合等」と総称する。)が有するその他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第八条第二十項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。)の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百)とする。

- 2 規則第四百十九条第一項第五号の行政庁が定める率は、百分の八十五(特定共済組合等が有する土地の

時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百)とする。

3 規則第四百十九条第一項第六号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 解約返戻金等超過額 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

二 将来利益 (将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。) 直近の五事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

三 税効果相当額 (任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。) 次の算式により得られる額 (繰延税金資産 (税効果会計 (規則第二百二条第一項第二号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。))の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。))の額が零である特定共済組合等 (繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるもの

に限る。)にあつては、零とする。)

$$A \times \frac{t}{(1-t)}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び利益準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合には、零とする。)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。以下同じ。)の計算に用いた法定実効税率(財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。)

(リスクの合計額)

第十三条 規則第一百五十条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。